

議案第 8 1 号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成 1 3 年地指令第 4 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

筑西市長 須 藤 茂

別紙

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成 13 年地指令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。